

土浦市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年3月29日付け土浦市監査委員告示第3号で公表した令和4年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和6年6月25日

土浦市監査委員

市 原 和 弘

土浦市監査委員

寺 内 充





土都整発第 79 号
令和 6 年 6 月 18 日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：都市整備課)



令和 4 年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について (通知)

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	<確認した事実> 行政財産の目的外使用許可に係る使用料で算定の誤りがある。 <措置すべき内容> 行政財産として管理する中央一丁目再開発事業用地を隣接地の工事に伴い目的外使用許可を認めた件について、使用料の算定において、行政財産使用許可事務処理基準に定める端数処理と違う端数処理を行ったために本来もらうべき額より 30 円安くなっていたため、適正に処理されたい。
講じた措置の内容	行政財産使用許可事務処理基準は内規であり、当該申請者に提示できる条例等の根拠がないことから、不足分の納付を求めることは妥当ではないとし、令和 5 年度より基準に則り適正な処理を行っています。